

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



ふ センターだより

2021年冬

No. 79

ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症に見舞われ、生衛業は甚大な影響を被りました。未だ、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか不透明な状況の中、多くの生衛業者の皆様が、いろいろと工夫をし、営業をされておられますことに深い敬意を表します。

さて、去る10月4日、岸田新政権（新内閣）が誕生しました。その後、衆議院の解散、総選挙を経て、今般、岸田第二次内閣が発足したところです。我々生衛業に携わる者として、岸田内閣に望むことは、収束に向けた新型コロナウイルスの感染症対策はもとより、長引くコロナ禍により落ち込んだ経済活動対策との両立です。難題ではありますが是非とも実現してほしいものと期待しております。

ところで、以前、新型コロナウイルス感染症対策で政府が令和2年度に3回編成した補正予算の内30兆円ほどが予算残となり、令和3年度予算に繰り越しされたとの新聞記事がありました。このことは、コロナ対策としての巨額な予算が必要なところに行き届いていないということであり、新型コロナウイルス感染症で打撃を受けた企業や個人への支援が、迅速に執行されていないことが大きな問題と考えます。特に、零細営業の多い生衛業者にとって、支援の遅れは、致命的な状態に陥る可能性も秘めています。生衛業は、国民の生活に直結しており、「生衛業の衰退は、国の存亡に繋がる」と言っても過言ではありません。コロナ禍で甚大な影響を受け、困窮している生衛業者に対してピンポイントで、迅速な財政支援をしていくことが必要と考えます。

岸田首相は自らの内閣を国民の声を聞く姿勢を強調し「新時代共創内閣」と名付けられたとのこと。その名に相応しく幅広い国民の声に耳を傾け、未来に展望のある国民に信頼される政治を進めていただきたいものと思います。一方、我々生衛業に携わる者としてもこの難局を乗り切るためには、店舗経営の在り方・戦略の見直し等の自助努力も必要なことかと思えます。

最後に、当指導センターとしては、情報の積極的な提供、経営相談やコロナ関連の公的支援メニューに対する生衛業者への幅広い相談窓口の開設など、今後とも公益法人としての社会的信用の確保に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

岐阜県知事 **古田 肇**



平素より本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このところの経済情勢を見ますと、個人消費は緩やかな持ち直しの動きがみられますが、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著化する前の水準には戻っておらず、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大などに注視が必要な状況となっております。

組合の皆様方には、このようなときこそ、地域に根ざした細やかなサービスをもって消費者の皆様からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただきたく存じます。

また、岐阜県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や講習会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な影響を受けた年でございました。特に8月から9月にかけての第5波では、感染力の強いデルタ株により、300人規模で連日新たに感染が確認されるなど、スピード、規模ともにこれまで経験したことのないものとなりました。

県では、新型コロナウイルス感染症対策を最重点課題として位置づけ、医療・検査体制の確保、ワクチン接種の加速化など、感染拡大防止に全力で取り組んでまいりました。また、第5波の終息以降は、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗を対象としたGo toイート食事券の販売再開、県民向け県内旅行割引キャンペーンの実施など、感染状況に応じた社会経済活動の再開を目指してきたところです。

事業者の皆様におかれましては、今後、人流が活発となる時期である年末年始を迎えるに当たり、引き続き適切な衛生管理に努めていただくとともに、各業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染症拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

県生活衛生課からのお知らせ

【公衆浴場の混浴制限年齢が12歳から7歳に引き下げられます】

厚生労働省が、厚生労働科学特別研究の研究成果やパブリックコメントの結果等を踏まえ、令和2年12月10日に「公衆浴場における衛生等管理要領」に定める男女の混浴制限年齢の目安をおおむね10歳からおおむね7歳へ改正したことに伴い、県では、岐阜県公衆浴場法施行条例に定める混浴制限年齢を12歳から7歳に引き下げる改正を行いました。**令和4年4月1日からは、7歳以上のお子さんは混浴ができなくなります。**

事業者の皆様におかれましては、ご理解いただくとともに、利用者の方への周知にご協力願います。

【マイマイガの発生に関する防除策についてお願い】

県内で、蛾の一種である「マイマイガ」の発生が確認されています。県では、『マイマイガ防除マニュアル』を作成し、ホームページ上で公開するなど、広く情報提供しているところです。マイマイガの大量発生による被害の軽減のため、各事業所やご家庭等において防除対策にご配慮くださいますようお願いいたします。

○『マイマイガ防除マニュアル』（検索ワード：岐阜県 マイマイガ）

○対策時期及び主な手法（※実際の発生時期と異なることがあります。）

4～6月（幼虫対策）：幼虫の駆除

7～8月（成虫対策）：照明の消灯・交換、成虫の防除

9～3月（卵塊対策）：卵塊の除去 **最も効果的な対策です！**

例）半分切断したペットボトルで卵塊をはがす

令和3年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます(敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(4名)

クリーニング業	高山市	細洞	光雄	喫茶飲食	関市	井藤	日出男		
鮨	商	各務原市	山本	和久	料	理	岐阜市	矢野	桂

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(2名)

飲	食	高山市	信田	百合子	鮨	商	恵那市	林	満
---	---	-----	----	-----	---	---	-----	---	---

岐阜県生活衛生営業指導センターから

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導などに活躍していただいておりますが、本年度もこの方々を対象として、研修会を9月30日(木)、岐阜市内で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分講じて開催しました。研修内容は、次のとおりです。

【生産性向上ガイドラインマニュアルについて】 ・コロナ禍における生衛業の戦略的な経営手法の展開

当指導センターの樋口事務局長から、主に次の2点を中心に説明を行いました。第1点、生衛業者として、知っておきたい新型コロナウイルス感染症の正しい知識とその予防ポイント。第2点、「生産性&効率アップ必勝マニュアル」、「生産性&効率アップ必勝ガイド」に基づいた戦略的な経営手法。特に、コロナ禍においても成長し続けるためには、外部環境の変化に的確に対応し、今できること、先に備えること、生衛業の強みの活かし方を考え・試し・挑戦していくことが必要であるとの説明を行いました。出席者からは、「コロナ感染予防についてよく理解した」、「本日の研修で得た知識を活かして自店舗の経営改善を行って行きたい」などの感想が寄せられました。



経営特別相談員研修会の様子

【最低賃金制度について】 ・最低賃金制度・賃金上げに向けた支援策

ぎふ働き方改革推進支援センター推進専門員鶴飼隆郎氏から、最低賃金の制度について、特に、最低賃金を上げることによって景気の上昇に繋がるとの説明を受けました。国においては、事業者に賃金を上げてもらうために、業務改善助成金、事業再構築補助金、雇用調整助成金などの施策を講じているとのことで、これらの制度内容についての解説がありました。また、生産性向上を上げるためのヒントとして具体的事例の紹介がありました。全般的に、生衛業者にとって業務に役立ち、参考となる多くの点について講義をしていただきました。

【生衛業の収益力の向上について】

・繁盛店の創り方

岐阜県よろず支援拠点チーフコーディネーター松岡隆氏から、繁盛店の創り方について講義をしていただきました。

講師からは、繁盛店には、①「経営感覚を磨く」、②「コンセプト」、③「常連客が多い」、④「生き活きた従業員」の4点の優れた共通点がある。具体的には、「①は、繁盛店に向けて、ソロバン勘定能力、経営知識(スキル・ノウハウ)等の資質を養い、世情の動向を把握し、目標意識(成果追求)を持って行動・経営している。②は、自店の提供する商品・サービスが顧客にとって、どんな価値のあるものであるという明確なコンセプトがある。③は、アンケートや日常会話を通じて、顧客の期待(商品・サービスの重要ポイント)と経験の結果(商品・サービスのレベル)を把握することで顧客満足度を上げ、結果として常連客による更なるファン獲得に繋がっている。④は、職場の雰囲気良く、就業環境が充実しており、従業員に「自分の仕事は、単なる仕事ではなく、重要な意味がある」と感じてもらうための仕組みや、取り組みを行っている。」などの解説がありました。また、コロナ禍における支援事例についての紹介がありました。全般的に講師からの事例を交えての講義は大変解り易くよく理解できたと好評でした。

【生活衛生融資の活用について】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長梅澤光一氏及び同店融資第二課長森貴裕氏から、生活衛生融資の説明を受けました。梅澤支店長からは、公庫の役割、取り組み、生衛融資の活用方法等についての説明がありました。森融資第二課長からは、衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。経営特別相談員にとって、融資の審査ポイント、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

生衛業者対応融資・助成金等利用 相談会の開催

新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けた生衛業者への支援体制の一環として、当指導センターでは、令和2年度に引き続き令和3年度も標記の相談会を開催しました。

この相談会は、新型コロナウイルス感染症に伴う「生衛融資」「雇用調整助成金」「月次支援金」「持続化補助金」などの公的支援策やその他経営相談に対応するもので、「岐阜地区」「西濃地区」「中濃地区」「東濃地

区」「飛騨地区」の5か所で開催しました。「岐阜地区」は4月から実施し、他の「4地区」は、例年開催している地区相談会と併せて8月から10月の間実施しました。

これまでに148件(10月末現在)の相談を受けています。

なお、今年度の相談会は、令和4年1月まで(岐阜地区のみ)を予定しています。相談会は、予約制ですので、事前に当指導センター事務局にご連絡ください。



生衛業者対応融資・助成金等利用相談会の様子

後継者育成支援事業を開催 ～体験学習の実施～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、若年者へ生衛業の魅力を伝え、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。今年度は、「興行映画」及び「理容業」を下記のとおり実施しました。

【興行(映画)】

11月22日に生活衛生同業組合岐阜県映画協会の協力を得て、映画館シネックスマーゴ(関市倉知)で、関市立富野中学校生徒31名(1年～2年生)を対象に、同校の「キャリア教育」の一環として行いました。



講師の話を熱心に聴講する生徒

内容は、最初に、「ロン 僕のポンコツ*ポット」という映画を鑑賞しました。この映画は、ひとりぼっちの少年と友達を作れないロボットの友情と冒険の物語です。映画鑑賞後、映画協会講師から、「映画館スタッフの仕事」「映画業界の職種」「映画入場料の分配の仕組み」「めずらしい映画館の紹介」などの講話がありました。

最後に、チケット売り場・売店などのバックヤードの見学をしました。

参加した生徒からは、「映画作成には、いろんな人がかかわっていることがわかった」「映画入場料の分配のしくみは興味深かった」「映画業務についてのイメージが変わった」などの感想がありました。

なお、今年度中に、関市立緑ヶ丘中学校の生徒を対象に興行(映画)について、同様の体験学習を予定しています。



売店のバックヤードの見学

(理容業)

12月6日に岐阜県理容生活衛生同業組合の協力を得て、関市立富野中学校において、同校の「キャリア教育」の一環として、15名(2年生)の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

内容は、最初に、理容組合講師から、理容業界の理解や魅力についての講義がありました。特に、「理容と美容の違い」「理容業の免許・資格」などについて詳細な説明がありました。その後、講師自らヘアカット・セットなどのプロのテクニックの素晴らしさを見せるデモンストレーションがありました。



講師によるデモンストレーション

次に、講師から鋏、櫛等の理容専用道具の取り扱い説明を行い、併せて、「道具の大切さ、刃物の危険さ」などについての説明がありました。引き続き、生徒がウィッグ(マネキン)を使って、ヘアカット、ヘアセット・ブローなどの理容技術の体験学習を行いました。生徒は、鋏の持ち方からウィッグのカットやヘアアイロン、ドライヤーを使ったセット・ブローなどを実際に

体験しながら、興味深く熱心に取り組んでいました。最後に、講師から、シェービング・顔剃りのデモンストレーションがありました。

生徒からは、「理容師の仕事内容がよく理解できた」「貴重な体験で理容業に対する印象が大きく変わった」などの感想が寄せられました。



ヘアカットの実習

これらの体験学習を通じて、今後多くの若者が生衛業に興味を持ち、この業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するものです。

Sマーク登録店について ～Sマークは、「安全・安心・清潔」の目印です～

- Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で、理容、美容、クリーニング、麺類、一般飲食の5業種で実施しています。
- 登録を希望される方は、加入組合又は当指導センターにお問合せください。
- 特典として、Sマーク登録店は日本政策金融公庫の貸付利率が軽減されます。

組合だより



理容組合

●新型コロナウイルス感染症対策ポスターの配布

岐阜県理容生活衛生同業組合では、お客様に安心してご来店いただける環境づくりをしていることをPRするため、新型コロナウイルス感染症対策を紹介したポスターを各店舗に2枚ずつ配布しました。このほかに、消毒液 500ml 1本も各店舗に配布しました。

各組合員店では、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続して実施しています。



クリーニング業組合

● Google マイビジネスストリートビュー講習会開催等

岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合では、組合加盟店のPR及び各店舗への誘客と顧客獲得を図ることを目的として、令和3年度厚生労働省生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用して次の事業を実施しました。

●講習会の開催

ITを活用した誘客手法として、「Google マイビジネス・ストリートビュー」を活用導入するための講習会を9月26日に「ぐる撮る」船戸和貴様を講師にお迎えし、21名(講習申込24名)の出席を得て、OKB ふれあい会館で開催しました。

なお、この事業の導入店舗は20店舗を予定しています。

また、導入を希望する店舗については、事前募集及び今回の講習会受講後募集を行いました。今後、早期に導入店を決定していく予定です。



Google マイビジネスストリートビュー講習会の様子

●エコバッグの配布

「組合加盟店」の文字と「洗太くん」イラストを印字したポリエステル素材で作製した丈夫なエコバッグを、全組合員へ配布しました。これは、当組合が地球にやさしい環境づくりに取り組んでいることを利用者に理解・アピールすることで顧客獲得に繋がることを目的として実施するものです。

組合員からは「大きさ・素材が良い」「クリーニングについても袋は有料になり、店も利用者も困っていたが無料配布で、有難い」「もっと欲しい」との声を多数いただきました。



配布したエコバッグ

当組合としては、今後とも有意義な講習会や事業を継続して実施していきたいと思っております。



旅館ホテル組合



料理組合



社交飲食業組合

●新型コロナウイルスワクチンの接種について

旅館ホテル・料理・社交飲食業の三組合では、新

型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない中、3組合の共同事業として、経営者や従業員、その家族並びに関連企業を対象とした新型コロナウイルスワクチン職域接種を羽島郡笠松町田代にある松波総合病院で9月6日から10月12日までの期間内において、従業員が安心して仕事に従事できるよう2回接種を実施し、千人が接種を行いました。

今回の試みは、初めてのことでしたが、ワクチン接種に対する経営者の理解の下実施できたこと、また、この接種に関してご協力をしていただいた松波総合病院の医師、看護師、職員の皆様に感謝申し上げます。



接種会場受付の様子

お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権の手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問合せください。



著作権使用料の例

●カラオケ (客席面積33㎡まで)
月額 3,500円

●BGM (店舗面積500㎡まで)
年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます

JASRAC

一般社団法人日本音楽著作権協会 中部支部

〒450-0003 名古屋市名東区名駅南1-24-30

名古屋三井ビル本館13F

Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

全国生活衛生営業指導センターからのお知らせ

生活衛生営業のための

無料アプリ



誕生!!



プロモーション映像で、便利さ、お得さを体感していただけます

生活衛生営業とは、国民の暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、公衆浴場業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業をいいます。

**簡単便利な
4つの機能**

生活衛生営業の最新情報を知ることができます！



国や自治体からの補助金や日本政策金融公庫融資の情報、制度改正や新型コロナウイルス感染症関連情報、各種セミナーや衛生管理講習会、技術講習会の開催案内などがいち早く入手できます。

生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探すことができます！



新着情報で見逃した情報も、フリーワード入力検索を業種や地域に絞って最新の情報を検索できます。

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます！



収益性、効率性、ICTの活用、お客様満足度、従業員のスキルアップなど成功店の情報を知ることができます。成功店の背景・計画、取り組みから成果について、事業者やお客様の声、専門家のアドバイスなどもまとめて入手でき、自店の問題の改善に活用できます。

自店の経営診断ができます！



各設問に回答することにより、収益向上、顧客満足度、労働環境改善などのテーマごとに自店の経営診断ができます。

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS / iOS(ver.13以上)、Android
インストールは App ストアまたは Googleplay ストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

税務相談のご案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税等に関する相談も行います。新型コロナウイルス感染予防のため、完全予約制です。希望される方は、ご予約ください。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

税務相談日程表

地区	相談日(令和4年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月16日(水)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	江崎 一恵
岐阜南	2月14日(月)	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館2階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	小川 誠司
大垣	2月14日(月)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会 大垣支部	0584-74-6668	竹中 啓倫
関	2月16日(水)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月25日(金)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	竹山 時敏
中津川	2月18日(金)	中津川市かやの木町3-6 八百健ビル3階 今井正義税理士事務所	0573-65-5054	今井 泰斗
高山	2月21日(月)	高山市江名子町521番地8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

税務署からのお知らせ

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁のホームページから

確定申告

検索



確定申告書等作成コーナーなら自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が
分からない…



自動計算

画面の案内に沿って入力すれば
税額まで自動計算

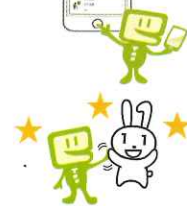


入力がめんどろ…



自動入力

マイナポータル連携や過去の
申告データを利用して自動入力



会社が休めない…



自宅から

マイナンバーカードと
スマホでe-Tax!



岐阜労働局からのお知らせ

岐阜県最低賃金が改正されました

28円
UP

時間額

880円

改正発効日 令和3年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 最低賃金に関する特設サイト
<https://pc.saiteichingin.info/>



- お問い合わせ
岐阜労働局賃金室(058-245-8104)
または所轄の労働基準監督署まで

「令和3年度年末年始無災害運動」が実施されています。

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で行われ、本年度の運動標語は、「年末年始も 安全作業 あなたが無事故のキーパーソン」です。

大掃除での脚立作業や転倒災害に注意しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省



正社員とパートタイム労働者

- ・有期雇用労働者間の
不合理な待遇差が禁止されました。

同一労働同一賃金特設ページ



ぎふの「新しい働き方」オンラインセミナー

【受講対象者】事業主 / 人事労務担当者向け
【参加費用】無料(事前申込不要)

- 職場における感染防止対策
- 改正労働基準法の説明
- 感染防止に役立つ制度の導入例
- 注目される働き方テレワーク/副業・兼業
- 働き方改革のすすめ方



日本政策金融公庫からのお知らせ

組合員のみなさまを応援!

日本公庫の
振興事業貸付

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内
ご返済期間 (うち返済期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
主な利率(年利) ^(注)	特別利率C	基準利率

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報
【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

「振興事業貸付」とは?

- 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度です。
- 生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件(ご融資額、ご返済期間、利率等)が有利となっています。
- ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(組合の長が委任した理事および支部長を含みます)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

岐阜支店:058-263-2137
多治見支店:0572-22-6341

生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

生衛法と生活衛生営業について

- 「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。
 - 各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。
 - 生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。
- ※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称

生活衛生同業組合への加入について

- 生活衛生同業組合に加入すると、商売繁盛、収益力向上に役立つ下記のような多くのメリットがあります。




生衛組合加入メリット!!

各種共済保険 掛金節約

掛金は圧倒的にオトク

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など



研修会・講習会 無料参加

最新技術の情報をゲット

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



組合ネットワーク で情報入手

- ・HACCP食品衛生管理
- ・受動喫煙防止対策
- ・新型コロナウイルス感染症支援金 など

<情報伝達の流れ>




```

    graph TD
      A[国] --> B[全国中央会]
      B --> C[全国連合会]
      C --> D[都道府県組合]
      D --> E[支部]
      E --> F[組合員]
    
```

生活衛生融資 組合員だけの 優遇金利

日本政策金融公庫融資で
金利負担は、大幅軽減

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付



無料相談 手続き支援

- ・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談
- ・専門家による訪問経営指導
- ・専門家による事務手続支援




各種特典 経費節約 収益力向上!

- ・カラオケ著作権料 **20% 割引**
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の **大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

地域連携 人脈形成

組合加入で地域貢献

- ・災害協定
- ・地域活動参加
〔健康入浴、地域包括ケアシステムとの連携、他業種との連携、学校への出前授業等〕
- ・ボランティア参加
- ・地域活性化等



生活衛生同業組合への加入について

○「生活衛生同業組合」とは、法律（生衛法）に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	北川 彰一
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	黒田 優
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ㈱内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～
7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.30%～
運転：0.76%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.21%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
(500万円を超える場合、県の推薦書が必要)
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～
4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.06%～
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、令和3年11月1日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。
●新型コロナウイルス関連の融資については、日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

公益財団法人 **岐阜県生活衛生営業指導センター**

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。